



# 香川県高速安協だより

令和元年 11 月号

令和元年 11 月 25 日  
香川県高速道路交通安全協議会  
〒762-0025 坂出市川津町 4388-1  
Tel(兼 FAX) 0877-44-4900

令和元年 12 月 1 日施行

## 運転中のスマホ等使用罰則強化

スマートフォンの普及を背景に、「ながら運転」による交通事故が多発していることから、運転中にスマホ・携帯電話などを使用する「ながら運転」の罰則が 12 月から強化されます。

### 運転中のスマホ等利用に対する罰則等

#### 携帯電話使用等(保持)

##### 罰則

6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金  
(改正前: 5 万円以下の罰金)

##### 違反点数

3 点 (改正前: 1 点)

##### 反則金

大型車	2 万 5 千円 (改正前: 7 千円)
普通車	1 万 8 千円 (改正前: 6 千円)
二輪車	1 万 5 千円 (改正前: 6 千円)
原付	1 万 2 千円 (改正前: 5 千円)



#### 携帯電話使用等(交通の危険)

##### 罰則

1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金  
(改正前: 3 月以下の懲役または 5 万円以下の罰金)

##### 違反点数

6 点 (改正前: 2 点)

